

はじめに

平成13年6月の司法制度改革審議会意見書は、改革の三つの柱の一つとして、「司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）」を掲げ、「法曹養成制度については、21世紀の司法を担うにふさわしい質の法曹を確保するため、司法試験という『点』による選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を整備することとし、その中核として、法曹養成に特化した大学院（法科大学院）を設ける」、「新司法試験実施後の司法修習は、修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである」と提言している。

これを受け、平成14年秋の第155回国会において、「学校教育法の一部を改正する法律」（平成14年法律第118号）、「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律」（平成14年法律第138号）及び「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（平成14年法律第139号）が成立した。これらの法律において、司法修習は「法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させる」との基本的な理念が定められ、司法修習の期間を「少なくとも1年間」とする（ただし、いわゆる移行措置期間中の現行司法試験合格者に対する司法修習については、必要な修習期間の伸長その他の措置を講じることができる）ことが定められたものの、司法修習の具体的な内容等については、その後の検討に委ねられている。

さらに、司法制度改革審議会意見書では、「司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けるべきである」との提言がなされている。

そこで、法曹三者のみならず、法科大学院をはじめとする大学関係者、研究者をメンバーとして、司法修習についての基本方針の策定及び実施に関する重要事項、司法修習に係る司法研修所の管理運営に関する重要事項並びにその他の司法修習に関する重要事項を審議するため、平成15年5月に、最高裁判所に司法修習委員会が設置された。

当委員会は、最高裁判所から「新しい司法修習についての基本方針及び関連する重要事項について」との諮問を受け、発足以来1年余り計8回にわたり、その主要な論点について議論を重ねてきた。本取りまとめは、これまでの議論の成果を取りまとめたものである。

今後、本取りまとめに基づき関係機関で更に必要な検討を行った上、新しい司法修習の開始に向けて滞りなく準備が進められることを期待したい。

第1 新しい司法修習の理念と基本構想

1 これからの法曹に求められる資質

- 我が国社会経済の構造的な変動に伴い、司法に対する需要は、国民生活の様々な場面において、量的にますます増大するとともに、質的にも一層多様化・高度化しつつある。そこで、これからの法曹には、従来、法曹の主たる活動領域とされていた法廷活動のための知識・技能にとどまらず、多様でより専門的な法律知識・能力を身に付けることが求められる。また、法曹がその職務を適切に行うためには、法律に関する知識のみならず、周辺諸科学についての知識や、その判断が社会から遊離しないための健全な常識を備えている必要がある。

司法制度改革審議会意見書においても、21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」が挙げられている。

- これらの資質は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させ、更には法曹資格取得後の継続教育をも視野に入れた、「プロセス」としての法曹養成制度全般を通じて養成されるべきものであるから、司法修習の課程で養成すべき資質については、法曹養成制度全体の中における司法修習の位置付け、役割分担の観点から検討する必要がある。

2 司法修習の意義・理念

司法修習においては、法廷活動に限られない幅広い分野における法的ニーズに的確に応えられる法曹を養成するため、法科大学院における教育及び法曹資格取得後の継続教育との有機的な連携と役割分担を図ることが不可欠である。

司法修習においては、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる、法的問題の解決のための基本的な実務的知識・技法と、法曹としての思考方法、倫理観、見識、心構え等 - これらを標語的にまとめるとすれば、「法曹としての基本的なスキルとマインド」と表現することもできよう - の養成に焦点を絞った教育を行うことが適当である。

この目標を達成するため、司法修習では、事情聴取をはじめとする事実調査の能力、複雑な事実の中から法的に重要な事実を選び出して構成する法的分析能力、錯そうする証拠からの的確に事実を認定する能力、法的問題について分かりやすく説得的に表現する能力の養成に重点を置くことが相当である。

(1) 法科大学院との役割分担

- ・ 法曹の使命は、社会に実在する種々の法的問題に解決を与えることにあ
るから、法曹としての実務を遂行していく上で必要な知識・能力としては、
法的問題解決の基準となるべき多様な法規範に関する知識、理解と、
具体的な問題に関連する事実関係を法的に整理し、当該問題について適正
な解決の方向を探し出す技量、技能を挙げることができる。したがって、
法曹教育の内容としては、
の知識、理解力をかん養するための法理論教
育と
の技量、技能を修得させるための法律実務教育が必要とされること
になる。
- ・ このうち、
の法理論教育は、法科大学院の役割に属するが、そこでは、
実務との有機的な関連を図りつつ、法的なものの考え方をかん養するよう
な内容の教育を行うことが求められる。他方、
の法律実務教育は、社会
に実在する法的問題を教材とすることが最も効果的であるから、裁判官、
検察官、弁護士それぞれの立場に立って実際の生のケースを扱う司法修
習が、その中心的役割を担うべきである。そして、法律実務教育への導入
部分を法科大学院が担当することにより、法理論と実務との架橋が図られ
るべきである。

(2) 新しい司法修習の指導目標

- ・ 従来司法修習は、法曹の主たる活動場面が法的紛争の究極的解決手段
である訴訟にあると考え、法廷実務家の養成に主眼を置いてきたといえる。
- ・ 今後も法廷実務を中心とした従来型の法曹に対するニーズは残るものの、
法曹の活動領域が法廷に限らず幅広く拡大していくに従い、法曹の取り扱
う法的問題は多様化し、専門化することが予想される。このような法曹の
活動分野の多様化、専門化にかんがみると、各分野に特有の専門的知識・
技法や技術的・形式的事項については、むしろそれぞれの法曹資格取得後
の継続教育（OJTを含む）に委ねることが望ましく、司法修習の課程に
おいては、多様化、専門化する法曹の活動にも耐え得る基礎となる実務的
能力（実務全般に対し汎用性のある基礎力）を養成することを目指すべき
である。
- ・ したがって、司法修習の課程では、幅広い法曹の活動に共通して必要と
される、法的問題の解決のための基本的な実務的知識・技法と、法曹とし
ての思考方法、倫理観、見識、心構え等 - これらを標語的にまとめるとす
れば、「法曹としての基本的なスキルとマインド」と表現することもでき

よう - の養成に焦点を絞った教育を行うことが適当である。

(3) 新しい司法修習で養成すべき能力

- ・ 法曹の仕事の基本は、当事者等から事情を正確に聴き取るなどして当面する事案の事実関係を調査し、混とんとした事実関係の中から法的に重要と考えられる事実を選別して認定し、法律上の問題点を抽出して必要な法的調査を遂げた上、最も適切な解決案、対応案を見出してその実現を図ることにある。
- ・ 法曹としての仕事を行うためには、幅広い様々な能力が必要であるが、上記の点からすれば、司法修習の課程では、法曹に共通して必要とされる基本的能力として、事情聴取をはじめとする事実調査の能力、複雑な社会的事実の中から法的に重要な事実を選び出して法的に構成する法的分析能力、錯そうする証拠関係を的確に評価して事実を認定する事実認定能力、法的問題について文書や口頭で分かりやすく説得的に伝える表現能力の養成に重点を置くことが相当と考えられる。
- ・ また、法曹には、これらの能力とともに、それらを支えるものとして、法曹としての思考方法、倫理観、使命感、見識、心構え、洞察力等を身に付けることが不可欠であるが、これらの資質は、司法修習の課程全体、とりわけ実務修習における臨床体験の中で実践的にかん養するのが相当である。

3 司法修習の基本的な構想と構成

司法修習の課程は、実務家の個別的指導に基づき法律実務を身をもって体験させる「実務修習」を中核として構成しつつ、これとともに、体系的、汎用的な実務教育として司法研修所における「集合修習」を実施し、両者を有機的に連携させたものとする。

司法修習の課程の順序等については、法科大学院における法理論教育と実務導入教育を前提として、実務修習から開始し、その後に集合修習を実施するのが適当である。

- ・ 司法修習の意義・理念を2記載のようにとらえると、実務家の個別的指導に基づき法律実務を身をもって体験する臨床教育である「実務修習」が、司法修習の課程で最も重要であるから、この課程を中核として構成することが適当である。
- ・ もっとも、実務修習の課程は、限られた期間の中で個別具体的なケース

を体験するものであるため、現実の体験内容が部分的であったり、司法修習生ごとに個別的なものとなることを避け難いから、この課程だけでは十分とは言い難い。

そこで、司法修習生全員が共通に、一定レベル以上の実務のスタンダードな知識、技法の教育を受ける機会を保障するとともに、体系的で汎用性のある実務知識や技法を修得させるために、実務修習を補完するものとして、司法研修所における「集合修習」の課程を設け、実務修習と有機的に連携させた教育を行うことが必要である。

- ・ 司法修習の課程の順序等については、司法修習生の数、修習の実施態勢等を考慮してその構成を決定すべきであるが、法科大学院において実務導入教育が行われることを前提として、現在の前期集合修習に相当する教育は法科大学院に委ねることとし、新しい司法修習は実務修習から開始し、これを踏まえて集合修習を実施するのが適当である。

4 司法修習生の養成数の増加への対応

- ・ 新しい司法修習については、将来的な養成数の変化等に応じて、引き続きその実施態勢について柔軟かつ多角的な検討をしていく必要がある。

第2 実務修習の在り方

1 実務修習の基本的な指導理念と方法

実務修習においては、法曹三者それぞれの実務について実践的な指導を行う「分野別実務修習」を基本としつつ、司法修習生の自主性を生かした多様な実務経験の修得を図る「選択型実務修習」を行う。

- ・ 実務修習は、実務の現場で実際の事件を教材として実務家から指導を受けるものであるが、一つの立場からの実務を学ぶだけでは一面的な見方となるおそれがあるし、事件処理の実際を学ぶ上でも十分ではないから、法曹三者それぞれの視点から実務を学ぶことが必要である。したがって、新しい司法修習においても、法曹三者それぞれの視点から実践的な指導を行う「分野別実務修習」を実務修習の主要な部分として実施するのが相当である。
- ・ 他方で、司法修習生の数が増大した場合、司法修習生によっては特定の分野の実務修習中に体験できる事件の種類や数が十分でない場合も考えられる。また、今後、法曹に対する社会のニーズが多様化することから、実務を体験的に学ぶ臨床教育の課程も、広がりのある法曹の活動分野を踏まえたものとするのが望ましい。このような観点から、分野別実務修習（特に弁護修習）において、体験の幅を広げる工夫をするとともに、「分野別実務修習」の後に、司法修習生各自の実情に応じ、分野別実務修習の深化と補完を図り、併せて、新しい時代の法曹として、専門的・先端的領域を含む多様な法的ニーズにも柔軟に対応していくための素地をかん養できるような課程（「選択型実務修習」）を設けることが相当である。

2 分野別実務修習

分野別実務修習は、弁護修習、検察修習、民事裁判修習、刑事裁判修習の4つの分野に分けて実施すること、各分野の期間は、4分野ともそれぞれ2か月とすることが相当である。

分野別実務修習は、実務家の個別的指導の下で実際の事件の処理を体験的に学ぶ個別修習を中心として行う。

実務修習においては、一つの事件の流れを把握し、十分な数の事件を体験することができるよう、各分野の実務修習の指導方法を工夫していくことが必要である。

(1) 基本的な方針と態勢

- これまで、司法修習では、弁護、検察、民事裁判及び刑事裁判のそれぞれの分野の実務について臨床教育を行ってきたが、これは、法曹三者それぞれの視点から法律実務家に必要とされる能力、基本的技能等を養うという趣旨に基づくもので、50年以上にわたる豊富な教育実績を持つ極めて効果的な教育方法である。したがって、分野別実務修習は、引き続き弁護、検察、民事裁判及び刑事裁判の4分野について行うことが相当である。
- 分野別実務修習の期間としては、法曹三者それぞれの視点から実務能力を修得するために、弁護、検察、民事裁判及び刑事裁判の各分野について、それぞれ2か月（合計8か月）程度を確保することが相当である。
- このような修習期間の配分にすると、裁判修習が全体の半分を占めることになり、また、刑事系分野の占める割合が相対的に若干高くなるため、大半の司法修習生が弁護士になることや法曹に対する社会のニーズにおける民刑の量的比率と適合しないのではないかという問題点がある。

しかしながら、前者に関しては、裁判修習は、裁判官の考え方や判断の手法を学べるなどの点で弁護士になる者にとっても貴重な体験の機会であることが考慮されるべきであり、後者に関しては、刑事事件に関する一定の実務的知識、技法は、法曹である以上必ず身に付けておかなければならない必要不可欠なもので、捜査や刑事裁判を内側から体験することは実務修習でなければできない教育内容であることが考慮されるべきである。そして、全体の修習期間が1年間とされ、分野別実務修習に当てられる期間も限定されているところ、1分野を体験する期間として少なくとも2か月程度は必要と考えられること、刑事事件においては各分野の役割分担が明確であることからすれば、検察、刑事裁判の各分野ともそれらを修得する期間として2か月程度は必要と考えられる。前記の問題点については、後述の選択型実務修習において調整を図ることが可能である。

(2) 指導方法の在り方

- 現在、各分野別の実務修習の課程は、実務家の個別的指導の下で事件の処理の実際を学ぶ個別修習と、当該分野別修習中の司法修習生全員を集めて講義や模擬裁判等を行う合同修習とを組み合わせられて実施されているが、各分野の実務修習の期間が2か月に短縮される新しい司法修習においては、できる限り合同修習の部分を圧縮し、臨床教育としてより重要な個別修習に集中して指導を行うことが必要である。

- ・ また、期間の短縮と司法修習生の増加により、一つの事件の流れを全体的に把握することが困難になるとともに、個別に体験できる事件の数が不十分になることが予想される。そこで、4分野の実務修習指導担当者間で連携を密にし、司法修習生の個別体験の内容を充実させる工夫をする必要がある。例えば、民事裁判修習中に特定の事件の争点整理を修習した者が、民事裁判修習を終えて他分野の修習に移った後に、現に修習中の分野での修習に支障のない範囲でその事件の集中証拠調べを傍聴し、その後の裁判官との合議に参加し、判決の起案まで行うことによって、一つの事件を継続して体験できるように配慮することなどが考えられる。
- ・ 指導方法についても、例えば、民事・刑事の裁判修習では、各司法修習生ごとの判決書全文起案にこだわらず、審理に立ち会った司法修習生全員に事件の争点及び争点に関する判断のポイントを簡潔に記載した書面（サマリーライティング等）を作成させ、これを基に討論させた上、裁判官が指導するなど、できるだけ多数の多様な事件を体験させるとともに、実質的な能力の養成に焦点を絞った指導を行うなど、質、量ともに修習の実が上がるような工夫をしていくことが必要である。

3 選択型実務修習

選択型実務修習は、分野別実務修習の各分野を一通り体験した後に、司法修習生各自が、その実情に応じて、主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図ったり、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行ったりする課程とし、その期間を2か月とする。

選択型実務修習は、制度的に弁護士実務に比重を置いたものとする。そのための方策として、弁護士事務所をホームグラウンドとし、他の場所での修習を行うとき以外は、ホームグラウンドの法律事務所で弁護士修習を行うものとする考えられる。

選択型実務修習は、裁判所、検察庁、弁護士会においてできる限り幅広くメニューを用意するほか、選択の幅を広げるため、司法修習生が自ら開拓した修習先での修習を行うことも可能とする。

(1) 基本的な方針と構成

- ・ 今後、これまで以上に多様化する法曹に対する社会のニーズに応えるためには、法曹を志す者が、法科大学院を中心とする法曹養成の全課程を通じて、法曹として共通に求められる基本的な資質、能力とともに、自らが

関心を持ち、将来活動したいと考える分野・領域についての知識、技能を主体的に身に付けていくことが必要となる。自らの関心分野・領域を選択し、これに対応した知識、技能を身に付けるための教育は、第一次的には法科大学院がその役割を担うことになるが、司法修習の中核である実務修習の課程においても、各司法修習生の進路や興味関心に応じて自ら主体的に修習内容を選択、設計できるような課程を設けることが教育効果の面からも有益である。

- ・ 新しい司法修習においては、各分野別実務修習の期間が2か月間に短縮されることや、司法修習生が増員されることから、分野別実務修習において修習する内容や密度も従来以上に司法修習生ごとに相違が生じることになると考えられるので、司法修習生ごとの個別的な修習実績を踏まえて、各自の補足したいと考える分野や興味を感じた領域に対応できる課程を設ける必要がある。
- ・ このような観点から、選択型実務修習は、分野別実務修習で民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の各分野を一通り体験した後に、司法修習生各自が、その実情に応じて、主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図ったり、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行ったりする課程とし、その期間を2か月とする。
- ・ 分野別実務修習の期間に関して指摘されている裁判修習と弁護修習のバランスの問題や民事分野と刑事分野のバランスの問題は、選択型実務修習における司法修習生の主体的な選択によって一定の調整を図ることが可能であるが、さらに、この点を調整するとともに、今後の弁護士業務の多様化に対応する観点から、選択型実務修習を制度的に弁護士実務に比重を置いたものとすることが考えられる。そのための一方策として、弁護修習の際に配属された弁護士事務所を本拠地（ホームグラウンド）として、裁判所に出向いて特定の事件を傍聴したり、他の弁護士事務所でも専門的領域の弁護士業務について修習するなどの個別メニューがあるときはその修習を行うが、それ以外のときは、ホームグラウンドの法律事務所でも弁護修習を行うものとすることが考えられる。

(2) 指導方法・運営方法の在り方

- ・ 上記の基本的な考え方に基づき、選択型実務修習の内容は、分野別実務修習を補完あるいは深化させるもの、分野別実務修習では体験できないか、十分な修習が行いにくい専門的領域を修習するものを基本とし、このような修習メニューの中から、司法修習生が主体的に選択し組み合わせて修習計画を立てるものとする。
- ・ 具体的には、例えば、に属するものとして、裁判所、検察庁、弁護士

事務所において、分野別実務修習で体験した特定の事件等のその後の進行経過をフォローしたり、修習生が更に理解を深めてみたいと考えた分野の追加的な指導を受けたりすること等が考えられる。 に属するものとしては、倒産、労働、渉外、知的財産、企業法務等の領域や公設事務所での弁護士修習、民事執行、行政、倒産、知的財産、刑事の財政経済事件等の領域の裁判修習などのメニューを用意することが考えられる。

- ・ 裁判所、検察庁、弁護士会は、できるだけ幅広いメニューを用意することに努めることとし、用意したメニューについて参加者を募るほか、司法修習生が自ら開拓した修習先（法曹の活動と密接な関係のある分野）で修習を行うことも認める。修習地については、原則として分野別実務修習地とするが、期間を限って他の地域でも修習を行うことができるものとする。
- ・ 選択型実務修習は、新しい試みとなるので、実施に当たっては様々な準備や工夫を要するし、また、例えば、2か月間を通じて1か所で修習を行うことを認めるか、どこまでの自由度を認めるか、実務修習庁会が用意したプログラム以外のものについての修習を認める手続をどうするのかなどの様々な点について、実施に向けてのガイドラインを作ることも必要となろう。したがって、選択型実務修習については、司法研修所と実務修習庁会とが十分に協議を行って、地域の実情に応じた実現可能なものから始め、徐々に豊かな内容に育てていく必要がある。

第3 集合修習の在り方

1 集合修習の意義・必要性和指導内容

集合修習は、実務修習の教育効果をより高めるという観点から、実務修習の体験を補完して、体系的、汎用的な実務教育を行い、法律実務のスタンダードを指導する課程とする。

集合修習の指導内容は、民事弁護、刑事弁護、検察、民事裁判、刑事裁判の基本5科目を中心とする。

集合修習の期間は2か月程度とする。

(1) 集合修習の意義・必要性

- ・ 司法修習の課程の中心をなすのは、具体的な事件を素材として、実務家の指導の下、体験的に学ぶ実務修習であり、司法修習で養成すべき能力は、基本的に、実務修習での体験を通じて身に付けることになる。しかし、実際問題として、実務修習が個別的な体験をその本質としていることから、個々の司法修習生が体験する内容が部分的であったり、司法修習生間で個人差が生じることが避けられない。
- ・ そこで、より高い教育効果を上げるという観点から、実務修習における個別体験を、法的問題の解決手続の全体的な構造の中に体系付けて整理することによって、汎用性を持った知識、技法として身に付けさせるとともに、一定水準の実務の在り方を修得させる課程を設けることが相当である。集合修習は、このように、実務修習での体験を補完して、体系的、汎用的な実務教育を行い、法律実務のスタンダードを修得させる課程として必要である。
- ・ 新しい司法修習における集合修習は、実務修習での体験と有機的に関連付けられた体系的・汎用的実務教育として行うのが相当であり、その教育内容については、今後、法科大学院における教育との関係を踏まえて検討していく必要があるが、当面は、現在の司法修習における後期集合修習に近い内容のものとなる。

(2) 集合修習の指導内容と期間

- ・ これまで、司法研修所における集合修習は、民事弁護、刑事弁護、検察、民事裁判及び刑事裁判の基本5科目を中心として構成されてきたが、この方式は、法曹として活動するための基本的な知識や技法を、法曹三者の立

場を踏まえながら指導する上で適切なもので、各科目ごとに蓄積された豊富な教育ノウハウがあることから、新しい司法修習においても合理的な方法である。

- ・ 実務修習の体験を理論的・体系的に整理させるとともに、実務のスタンダードな知識や技法を修得させる期間として、集合修習の期間は2か月程度は必要であり、また、この程度の期間であっても、個々の分野に固有の技術的・形式的事項等の修得については継続教育に委ね、集合修習では法曹に共通して必要とされる基本的知識・技法の指導に焦点を絞るといった役割分担を図ることにより、効果的な教育を行っていくことが可能である。

2 指導方法

集合修習においては、全人格的指導を含む充実した実務教育、的確な個別指導・成績評価を行うため、クラス担任制の維持が望ましい。

教育手法は、実際の事件記録に基づいて作成した修習記録を用いて司法修習生が文書を起案し、教官が添削した上で、授業において司法修習生に口頭で説明させたり、討論させたりしながら講評することを中心とする。

- ・ これまで、司法研修所における集合修習では、1クラス70人程度で、基本5科目の経験豊かな実務家の教官が各クラスを専属的に担当し、人間的な接触を含む全人格的指導によるきめ細かな教育を行ってきた。豊かな人間性と倫理観を備えたプロフェッションとしての法曹を育成するためには、教官が、担当するクラスの司法修習生一人一人に目配りして個別指導するとともに、人格的接触を通して法曹としての在り方を伝えていくことが必要であるが、クラス担任制はこれにふさわしい教育方法として維持されるべきである。司法修習生各人の達成度を踏まえた厳格な成績評価の必要性の観点からも、クラス担任制の維持が望ましい。
- ・ 司法研修所の教育手法の基本は、実際の事件記録に基づいて作成した修習記録を用いて司法修習生に各種法律文書を起案させ、教官がこれを一通一通丁寧に添削した上で、授業でその事案に対する考え方を講評するという、実務修習と連続性のある教育方式である。適切な記録教材と教官室内での十分な合議に基づいた講義、講評を行うことにより、司法修習生は法曹として必要なミニマムスタンダードを身に付けることができるのであって、この指導方法は、新しい集合修習においても、中心的な教育手法として維持されるべきである。そして、新しい集合修習においては、判決書、起訴状、準備書面等といった文書だけでなく、指導内容に応じて実質的なリサーチペーパーの起案を求めること、講評の中で司法修習生に口頭で説

明させたり，討論させるなど双方向，多方向の指導を行うこと，必要に応じて各種のロールプレイによる演習を行うことなどの工夫が，これまで以上に必要である。

3 各科目の比重と連携の在り方

集合修習の課程においては，民事系カリキュラムと刑事系カリキュラムの比率を，民事系の方がある程度高くなるように（例えば5対4程度に）するとともに，民事系，刑事系における各科目間のカリキュラムの連携，共通化を推し進めるのが相当である。

- ・ 法曹の活動分野としては，現在でも民事関係の分野が圧倒的な割合を占めており，この傾向は今後更に拡大していくことが予想される。このことを反映して，法科大学院のカリキュラムにおいても民事系の科目にかなりの比重が置かれている。これらの事情を踏まえると，司法修習の集合修習においても，民事系科目の割合を刑事系の科目より高めることが合理的といえる。
- ・ 他方で，司法修習が法曹に共通して必要とされる基本的な資質，能力の養成を行っていくものであり，刑事関係の基本的な実務的知識，技法が法曹にとって必須のものであることを考慮すると，これらについて法曹三者の各視点に立った教育を施しておく必要も軽視できない。
- ・ 以上の観点から，民事系対刑事系の比率を民事系の方がある程度高くなるように（例えば5対4程度に）するのが相当である。
- ・ また，司法修習が法曹に共通して必要とされる資質・能力の養成に焦点をあてた教育を行うこと及び教育の効率化の観点から，基本5科目のそれぞれの立場から必要と考える教育を行うことは尊重しつつも，民事系，刑事系における各科目間のカリキュラムの連携，共通化を推し進めることが相当である。

第4 成績評価の在り方

1 基本的な方針

司法修習生に対しては、平常成績について厳格な評価を行うとともに、司法修習生考試（二回試験）によって、法曹資格を与えるにふさわしい資質・能力を備えているかどうかを判定することが相当である。

- ・ 司法修習の課程においても、プロセスを重視する観点から、平常成績について厳格な評価を行うとともに、最終試験である司法修習生考試（二回試験。以下「考試」という。）によって、司法修習生が法曹資格を与えるのにふさわしい資質・能力を備えているかどうかを判定することが相当である。

2 実務修習・集合修習における成績評価

成績評価においては、事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、表現能力等を基本的な評価の観点とし、各課程ごとにその達成度を評定するものとする。

分野別実務修習では、4段階程度の絶対評価を基本とし、各分野ごとの評価の観点をできるだけ明確化するとともに、可能な場合には相対評価も加味することができるものとする。

選択型実務修習では、一定のランク付けを伴う成績評価は行わず、提出されたレポート、修習先のコメント等に基づき、当該課程において有意義な修習を行ったか否かを判定するものとする。

集合修習では、6段階程度の相対評価（ただし、不可は絶対評価）を基本とする。

(1) 成績評価の基本的考え方

- ・ 前記のとおり、新しい司法修習では、幅広い法曹の活動領域に共通して必要とされる基本的実務能力等の養成に焦点を絞った教育を行うこととし、法曹に共通の能力として、事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、分かりやすく説得的な表現能力等の養成に重点を置くことになる。したがって、成績評価を行うに当たっては、これらの能力を基本的な評価の観点とし、司法修習の各課程ごとにその達成度を評定することが相当である（た

だし、選択型実務修習の成績評価の在り方については後述)。

(2) 実務修習における成績評価

- ・ 分野別実務修習は、実務家が個別的指導を行うという指導の性質上、相対評価が困難な場合が多いので(特に個別の法律事務所に配属される弁護修習についてこのことが妥当する)、新しい司法修習における分野別実務修習では、4段階程度の絶対評価(優、良、可、不可)とし、各分野ごとの評価の観点をできるだけ明確化するものとするが、司法修習生の配属数が多いなどの理由で相対評価が可能な場合は、相対評価も加味することができるものとするのが適当である。
- ・ 選択型実務修習は、前述のとおり、司法修習生が各人の関心や必要性に応じて、自ら選択・設計するものである。そのため、達成度について各人共通のものさしで一定のランク付けを行う成績評価になじみにくい面がある。したがって、選択型実務修習については、一定のランク付けを伴う成績評価は行わず、司法修習生に選択型実務修習終了時に修習の成果等を記載したレポートを提出させるとともに、ホームグラウンドとなった弁護士事務所や個別の修習先からのコメントなどから、司法修習生が選択型実務修習の課程を所期の目的に沿って有意義に過ごしたか否かを判定するものとするのが相当である。

(3) 集合修習における成績評価

- ・ 集合修習は、クラス担任制によって多くの司法修習生に対して基本的に同一内容の教育を行うものであるから、きめ細かな相対評価になじむものである。したがって、集合修習の成績評価は、法曹としての能力についての絶対的な水準を念頭に置きつつ、6段階程度(優、良上、良、可、可下、不可)の相対評価(ただし、不可は絶対評価)を基本とすることが相当である。
- ・ また、評価に際しては、起案の成績だけでなく、授業中の口頭表現能力や討論場面でのディベート能力なども加味して、(1)に記載した観点から行うものとするべきである。

3 司法修習生考試(二回試験)の在り方

考試の方法については、現在より簡素化を図る方向で検討を加えるのが相当である。

考試の内容は、基本5科目について修習記録等を使用した筆記試験とし、

口述試験を廃止する方向で検討を加えるのが相当である。

- ・ 試験は、法曹養成のプロセスの最後に位置する関門であるから、法曹資格を与えるにふさわしい、法律実務家として必要な資質・能力を備えているか否かを的確に判定するものでなければならない。もっとも、試験を過度に重いものにする、点による選抜となってしまう、プロセスとしての養成の趣旨を損うおそれがある上、司法修習の期間が1年に短縮される中で、試験にその多くを費やすことは相当でないという現実的な要請もあるので、試験の方法については一定の簡素化を図る方向で検討を加えるのが相当である。
- ・ そこで、法曹資格取得時期をいたずらに遅らせることのないようにすることと、司法修習の期間が短縮される中で、実質的な修習の期間をできる限り確保するという二つの要請を満足させるために、試験実施のための期間を司法修習課程の中に組み込むこととし、これをせいぜい1週間程度とすることを検討することが相当である。
- ・ また、試験の内容は、法曹としての実務能力を的確に判定する必要上、当面、基本5科目について修習記録等を使用した筆記試験とし、口述試験については、簡素化の見地からこれを廃止することを検討するのが相当である。口頭による応答、表現能力が法曹にとって極めて重要なものであることは言うまでもないが、その能力は、実務修習及び集合修習の課程を通じ平常成績で判定することが相当である。
- ・ さらに、試験の採点方法や評価方法についても、簡素化を図る観点から検討することが必要である。

4 成績開示

- ・ 司法修習の成績の開示については、他の国家試験等の扱いを踏まえつつ、継続して検討する。

第5 関連する諸問題

1 いわゆる移行措置期間における司法修習

新司法試験合格者に対する司法修習については，法科大学院の実務導入教育が始まって間もないことを考慮して，当面，冒頭にこれを補完するための課程を1か月程度置くこととする。

移行措置期間における現行司法試験合格者に対する司法修習の期間は1年4か月とし，その内訳は，前期集合修習2か月，実務修習1年，後期集合修習2か月とする。

- ・ 司法制度改革審議会意見書の提言を受けた改正司法試験法によると，平成18年からの新司法試験実施後も，平成22年までは現行司法試験を併行して実施することとされている（なお，平成23年は平成22年の現行司法試験第2次試験の筆記試験に合格した者の口述試験のみ実施される）。このいわゆる移行措置期間中は，新司法試験合格者に対する司法修習（新司法修習）とともに，現行司法試験合格者に対する司法修習（現行型司法修習）を併行して実施することになる。
- ・ この移行措置期間中は，異なる教育的素地を持つ司法修習生に対して，限られた人的物的指導態勢の中で，二つの異なる内容の修習を同時に行うことになるから，これらを円滑に実施するための配慮，工夫をする必要がある。

(1) 新司法試験合格者に対する司法修習（新司法修習）

- ・ 法科大学院では，法曹養成に特化した教育機関として，法理論教育を中心としつつ，実務教育の導入部分も併せて実施し，実務との架橋を強く意識した教育を行うことが予定されているが，法科大学院設立当初は，いわば実務への導入教育の成熟途上といえるので，当面，司法修習の1年間の課程の冒頭に，法科大学院における実務導入教育を補完するための教育を行うことが相当である。
- ・ 導入教育の期間については，法科大学院の実務導入教育の実施状況や成果にもよるが，実務修習への導入として最低限必要な内容に絞り，教育方法を工夫することによって，差し当たり1か月程度とし，状況を見ながら期間，内容等を調整するのが適当である。

(2) 現行司法試験合格者に対する司法修習（現行型司法修習）

- ・ 移行措置期間における現行型司法修習は、併行する新司法修習との重なり配慮して、実施の時期、期間等を調整する必要があるところ、現行司法試験合格者は法科大学院における教育を受けていない者であるから、基本的に現行の司法修習の枠組を維持することが相当であって、司法修習の中核である実務修習については、現行どおり、1年間の臨床教育課程を確保することが相当である。これに対し、前期集合修習については、司法修習開始前に事前課題を与えるなどの補完措置を講ずるとともに、長年蓄積してきた教育ノウハウを生かし、カリキュラムを更に効率化することなどによって、2か月に短縮してもこれまでと同じ教育効果を上げることが可能であり、また、後期集合修習についても、法曹としての完成段階として、その内容、到達レベルは新司法修習の集合修習と同程度としてよいと考えられるところから、結局、全体の修習期間を1年4か月とし、その内訳を、前期集合修習2か月、実務修習1年、後期集合修習2か月とすることが相当である。

2 司法研修所の管理運営

司法修習の具体的なカリキュラムを、司法研修所の各教官室及び各実務庁会の自主性を尊重して決定している現在の方式は適切であり、今後も維持されるべきである。

司法修習委員会は、定例的に毎年2回程度は開催し、修習の状況等について報告を受けるとともに、法科大学院との連携、法曹に対する社会的要請等の観点から意見を述べ、これを修習内容に反映させていくものとする。

裁判所、検察庁、弁護士会は、司法研修所教官としてふさわしい実務家が教官に選任されるよう努める必要があり、弁護教官については、教官に就任しやすい環境の整備を検討することが必要である。

(1) 司法修習のカリキュラム等の検討態勢

- ・ 司法修習生の修習の企画その他重要な事項は、教官会議の議を経て司法研修所長が定めることとされているが（司法研修所規程4条2項）、具体的には、指導要綱という形で、集合修習、実務修習の一般的指針及び基準的な教育内容を定め（現在の指導要綱は平成11年に策定したもの）、これに基づいて毎年のカリキュラムを決定している。このうち、司法研修所の集合修習については、各教官室の自主性を尊重しながら教官室相互で調整した上で教官会議において決定し、実務修習については、全体的方針を

毎年開催される司法修習生指導担当者協議会（指担協）において司法研修所と各地の実務修習指導担当者との間で協議した上で、各実務修習地の三庁会が相互に連絡調整しつつそれぞれ自主的に決定しているのが実情である。

- ・ このように修習の内容等を各教官室及び各実務修習庁会の自主性を尊重しながら決定する現在の方式は、実際に司法修習生の指導に当たっている各教科の教官の意見と各実務修習庁会の実情を反映したカリキュラムを策定する上で適切であり、新しい司法修習においても維持されるべきである。
- ・ 司法修習委員会は、定例的には毎年 2 回程度開催し、修習の状況等について報告を受けるとともに、法科大学院との連携、法曹に対する社会的要請等の観点から意見を述べ、これを修習内容に反映させていくものとする。

(2) 司法研修所教官

- ・ 司法研修所の教官は、法曹実務に関する水準の高い体系的教育を行うのみならず、法曹の先輩として、教室内外の人格的接触の中で、法曹倫理を含めた法曹の在り方について指導に当たるものであるから、教官には、今後とも司法修習生を指導するにふさわしい実務経験、実務的能力、倫理性、識見等を有する人材が充てられる必要がある。
- ・ したがって、裁判所、検察庁、弁護士会は、教官としてふさわしい実務家が教官に選任されるよう努める必要がある。なお、弁護士事務所を維持しつつ教官の業務を行う弁護教官については、教官に就任しやすい環境の整備を検討することが必要である。

3 司法修習生の権限

- ・ 実務修習における司法修習生の権限については、現状において特段の不都合はないと考えられるが、新しい司法修習の理念、司法修習における臨床教育の重要性、法科大学院との役割分担等の観点から、なお検討を続けることが必要である。